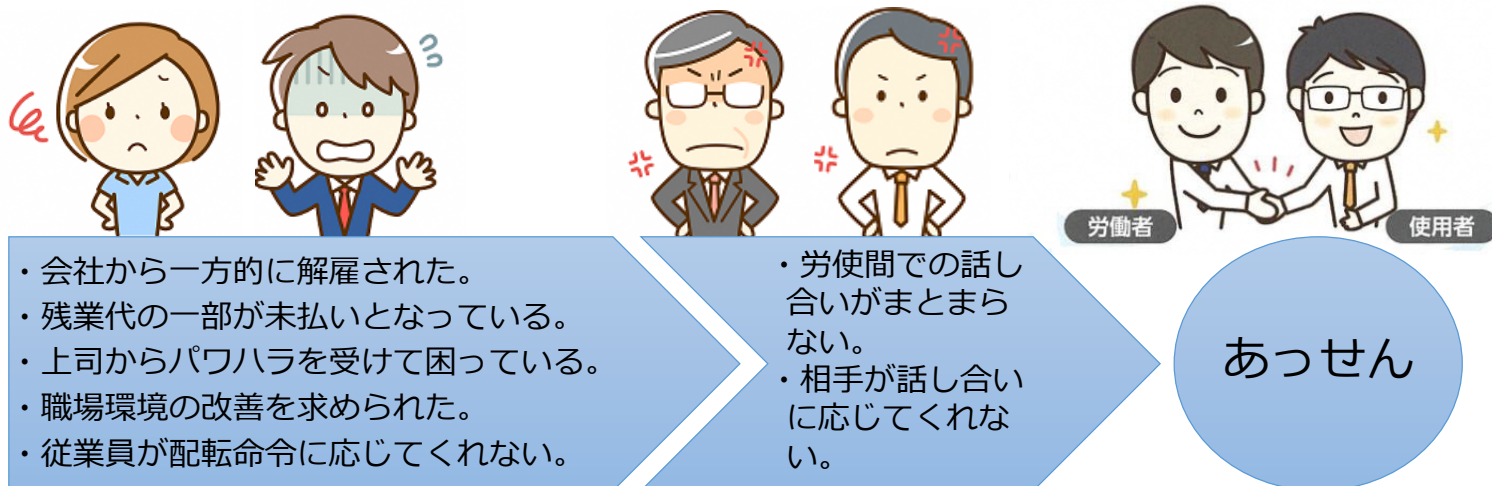


山形県労働委員会の あっせんで労働トラブルを解決

「あっせん」は、働く人（労働者）と事業主（使用者）との間の労働関係に関するトラブルについて、当事者双方またはどちらか一方の申請により、労働委員会の委員があっせん員となり、話し合いによる解決を無料でお手伝いする制度です。



※裁判や労働審判等で争われているものや、判決が確定しているもの、労働者同士のトラブルは、あっせんの対象となりません。

あっせん Q&A

Q. だれでも申請できますか？

A. 県内にある事業所の労働者（退職した人も含む）、または県内で事業を営んでいる事業主であれば、どちらからでも申請できます。契約社員やパート等、雇用形態は問いません。

Q. あっせんは時間がかかりますか？

A. あっせん当日は4時間程度、申請から終結まで概ね2か月程度をお見込ください。

Q. あっせんはどこですか？

A. 通常は、村山総合支庁本庁舎内（山形市鉄砲町）で行います。

Q. トラブルの相手方（被申請者）へあっせん参加の強制力はあるのですか？

A. 強制力はありませんが、労働委員会の委員または事務局職員が被申請者へ理解していただけるよう、調整に努めます。被申請者が応じなかった場合は、あっせんは打ち切りとなります。

Q. あっせんで相手方と会いたくないのですが…？

A. あっせんはあっせん員が当事者双方から個別にお話を聴く方法で進められます。その際、当事者は別々の控室で待機します。全く対面しない方式も可能です。

Q. あっせんはどのように行われるのですか？

A. あっせんは概ね次のように行われます。

- (1) 公益委員、労働者委員、使用者委員からなるあっせん員が、申請者、被申請者それぞれに事情聴取を行い、紛争の争点が何かを確認します。
- (2) あっせん員が労使双方に対し、個別に歩み寄りを勧めたり、助言を行ったりして両者の主張を調整し、解決案を提示する等して、紛争の解決を図ります。
- (3) 当事者間の主張に大きな隔たりがあり、あっせん員が解決困難と判断した場合には、あっせんを打ち切ることもあります。

あっせんの流れ

労働
トラブル
発生

電話や面談
による
労働相談

労働者、事業主の
どちらからでも
申請

労働委員会
の職員が
調査

あっせん
公・労・使の三者
構成のあっせん員
が当事者双方から
別々に主張を聴き、
解決に向けて歩み
寄りを促します。

解決
双方が合意
した場合

打ち切り
解決の見込み
がない場合

※ あっせんの必要がなくなった場合は、申請者はいつでも
申請を取り下げることができます。

相手方があっせんに応じない
場合は、**打ち切り**となります。

あっせん事例

<申請に至るまでの経過>

B社に勤務して2か月のAさんは、突然、解雇を告げられた。解雇に納得できないAさんは解雇理由を明示した文書を求めたところ、数日後、B社から「勤務態度不良」等と記載された解雇理由書が届いた。Aさんは、その理由にも納得できず、解雇により受けた精神的損害と経済的損害に対して慰謝料を求めるあっせん申請を行った。

<あっせんの経過等>

あっせん員が双方の話を聴いたところ、B社は、Aさんの勤務態度が悪かったことを述べたが、B社には、指導不足や解雇をするに当たって弁明の機会も与えていなかったことを指摘した。

一方、Aさんには勤務態度に改める点があったことを話した結果、お互いに歩み寄り、解決金の支払いで合意し本事件は解決した。

労働委員会とは？

労働者と使用者との間の労働トラブルを**公正・中立**に解決するための**県の行政機関**です。
あっせんでは、公益委員、労働者委員、使用者委員から各1名、計3名のあっせん員が解決のお手伝いをします。



労働委員会

労働者委員
(労働組合の
役員など)

公益委員
(弁護士、大学
教授など)

使用者委員
(会社の役員
など)

まずはご相談ください！ ～相談無料・秘密厳守～

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。

(電話・メール・オンライン・来庁相談)

※メールでの相談は、ホームページの「お問い合わせフォーム」から ▶



～健全な労使関係を築くために～労使間のトラブル解決に向けてお手伝いします。

山形県労働委員会事務局 ☎023-666-7784(直通)

受付時間 8:30～12:00／13:00～17:15(土日・祝日を除きます)

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号(村山総合支庁本庁舎6階)

詳しくはホームページをご覧ください！

山形県労働委員会 相談

検索